

金融所得課税 富裕層の優遇を改めよ

税制の大きな役割の一つは、所得の再分配だ。その中心となるべき所得税のゆがみが放置され、事実上の富裕層優遇になつた。岸田首相に対し、年末にかけた税制改正論議で具体策を練るよう求めたい。

会社員などの給与は、所得が増えたりれども、(地方税含む)の累進税率が課される。

一方、株式など金融商品の売却益と配当、利子、不動産の売却益の一部は一律20%だ。この結果生じているのが、「一億円の壁」の問題である。

財務省の試算によると、合計所得が1億円以下の場合は、所得が多いほど所得税の負担率が高くなつてくる。すると、合計が1億円を超えるあたりで、税負担率が低下に転じる。富裕層ほど、給与より金融所得の割合が多いためだ。

先週の政府税制調査会でも、

多くの委員が「所得税の税率構造として大問題だ」などと述べ、政府に是正を求めた。強く同意したい。富裕層の金融所得の課税を強めるべきだ。

そもそも金融所得課税のゆがみは、岸田首相も認識し、昨年の総裁選では正を訴えていたはずだ。

ところが、証券業界などから株価下落につながるといつた声が強まるや、議論を封印し、先送りを続けてきた。

だが、税制は株価を動かす多くの要因の一つに過ぎない。景気や企業業績が堅調ならば、株価の大きな下落は考えづらい。

一方で、政府は少額投資非課税制度「NISA」を恒久化し、抜本的に拡充する方針を打ち出している。老後に向けた貯蓄の支援はあってもいいが、さらに富裕層を優遇する制度としてはならない。

一方で、政府は少額投資非課税制度「NISA」を恒久化し、抜本的に拡充する方針を打ち出している。老後に向けた貯蓄の支援はあってもいいが、さらに富裕層を優遇する制度としてはならない。

今の中でも、個人型確定拠出年金を含めれば、多くの会社員には夫婦合計で35500万円以上の非課税投資枠がある。そして、国民の平均金融資産は約1900万円だ。これ以上の枠の引き上げは不適切だ。

論点の一つは、対象にする富裕層の線引きだ。与党内には、「所得10億円以上」との質もある。

だが、それでは「1億円の